

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた議会運営について 《第1回市会定例会から第2回市会定例会前まで》

これまでの実施内容を踏まえ、第1回市会定例会から、第2回市会定例会前までにおいては、以下のとおり対応する。

※網掛け：令和2年第4回市会定例会からの主な変更箇所

1 会議開催に当たっての基本的な感染対策

議員、当局及び報道関係者が本会議・委員会等に出席等するに当たっては、以下の対応を取る。

- (1) マスク等の着用を原則とする。
- (2) 議場・委員会室等に入室する際は、手指消毒を徹底する。
- (3) 3密を回避し、人ととの間隔を空けるよう留意する。
- (4) 会議開始前までに各自検温を実施し、発熱又は風邪の症状がある場合は、欠席する等の適切な対応を取る。
- (5) 空調により室内への外気の取り入れ・空気の循環を行う。

また、空気が循環する環境をより整えるため、会議運営上支障のない範囲で扉を開放する。

2 本会議・委員会等

- (1) 本会議及び委員会等においては、引き続き、効率・効果的な運営となるように努める。
- (2) 当局については、議事運営上必要な範囲内において出席を求める。
また、必要に応じて会議中に入退室することは妨げない。
- (3) 各会議室には、以下のとおりアクリル板を設置する。

会議室	アクリル板を設置する座席	マスク等の着用
議場	・議長席 ・演壇	自由
大会議室	・委員長席 ・発言席 ・当局席（最前列）	自由
	・委員席等	着用
委員会室	・委員席等	着用

3 傍聴

- (1) 傍聴者については、「1 会議開催に当たっての基本的な感染対策」と同様の対応をお取りいただく。また、受付時に検温を実施し、発熱又は風邪の症状がある場合は傍聴を遠慮いただく。
- (2) 傍聴者の安全・安心の観点から、3密を可能な限り回避するため、傍聴席では1席ずつ間隔を空けて着席する（議場は103席、委員会室は10席、大会議室は20席（間仕切りを使用した場合は15席）を傍聴席数の上限とする）。また、親子傍聴室については、各室1組とする。
- (3) モニター視聴についても3密を回避するよう留意する。
- (4) 傍聴席数には限りがあることから、混雑を回避するため、インターネット中継の積極的な利用も促し、ホームページにおいて周知する。

4 緊急事態措置実施期間中における対応

1～3までの対応に加え、以下の対応も行うこととする。

(1) 本会議

ア 議員の出席

- ・ 議員間の間隔を確保するため、出席議員を半数程度に調整する。
- ・ 議席の配置に基づき、出席する議員を43人ずつのA・Bの2グループに分ける。
- ・ 定足数（43人）を安定的に確保するため、交渉会派においては、Aグループが出席する際は、Bグループの中から各会派所属議員数の1割程度（自民4、立民2、公明2、共産1）の議員も出席することとし、Bグループが出席する際も同様とする。
- ・ 発言予定者は、A・Bどちらのグループが出席する場合であっても、出席できる。
- ・ 議員間の間隔を確保することを目的として、空いている席に移動することは妨げない。なお、移動する場合も自席の氏名標は下ろさない。
- ・ 本会議に出席しない議員は、議員室等においてインターネット中継を視聴する。
- ・ 採決及び選挙の際は、A・B両グループとも出席する。

イ 当局の出席

当局出席者は必要最小限とし、当日の出席者については運営委員会で確認のうえ、議長から市長等に対し出席要求する。

(2) 予算特別委員会

本会議での対応を踏まえ、予算特別委員会理事会において対応を協議する。

5 その他

(1) 行政視察

ア 視察先の意向や、本市及び視察先地域の感染状況に留意する等、状況に応じて実施の有無を検討する。

イ 海外への視察については、今年度は原則として行わない。

(2) これらの議会運営の見直しが必要になった場合等においては、別途対応を協議する。